

令和6年3月22日
法務省人権擁護局

令和5年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）

～法務省の人権擁護機関の取組～

法務省の人権擁護機関は、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号）に基づき、人権を侵害されたという方からの申告等を端緒に、その被害の救済及び予防に努めている。

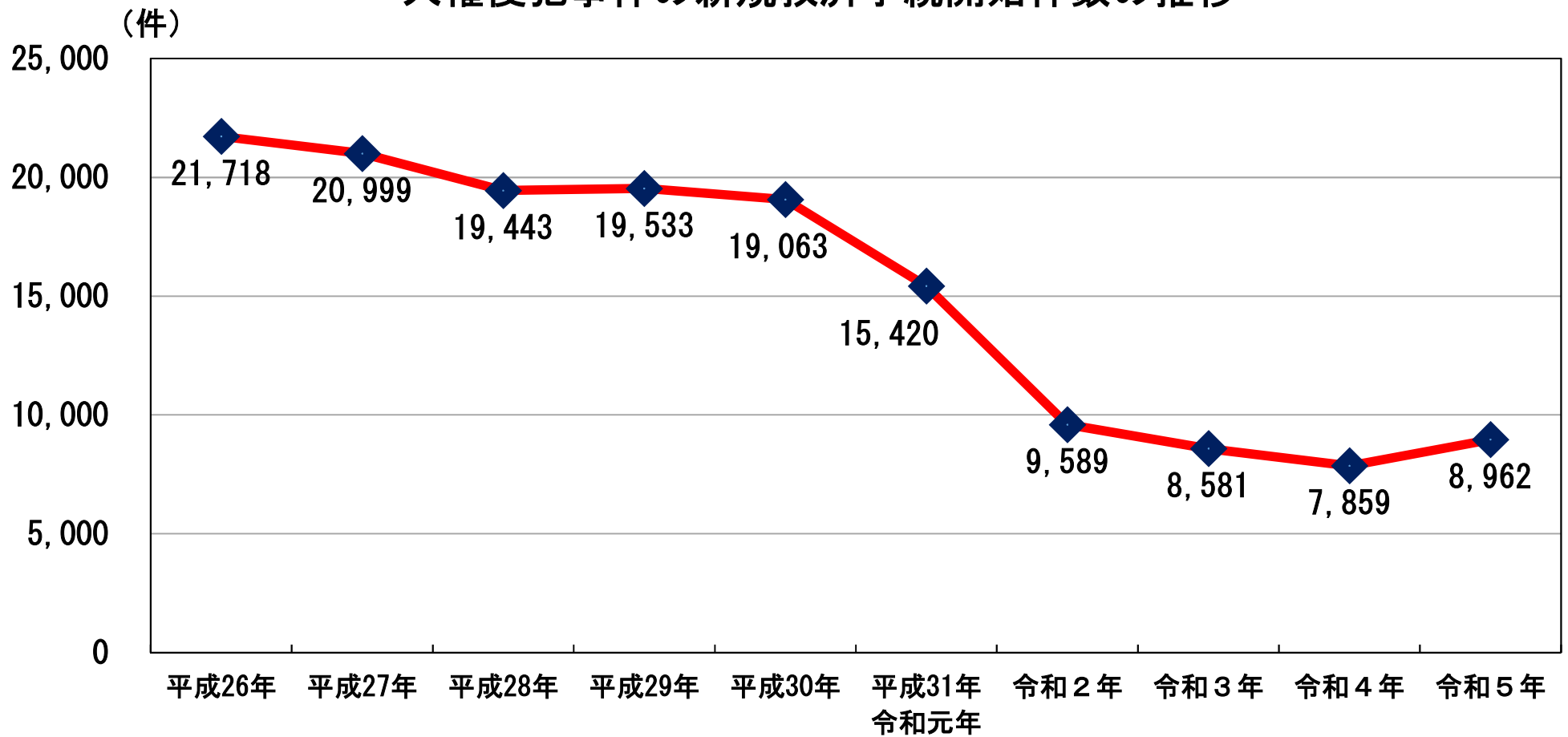
令和5年（暦年）における取組状況は、以下のとおりである。

【令和5年の主な特徴】

- ① 令和5年において、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、8,962件、処理した人権侵犯事件の数は、8,629件であった。
- ② 学校におけるいじめについて、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、1,185件であり、全体に占める割合は、13.2%であった。
- ③ インターネット上の人権侵害情報について、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、1,824件であり、高水準で推移している。

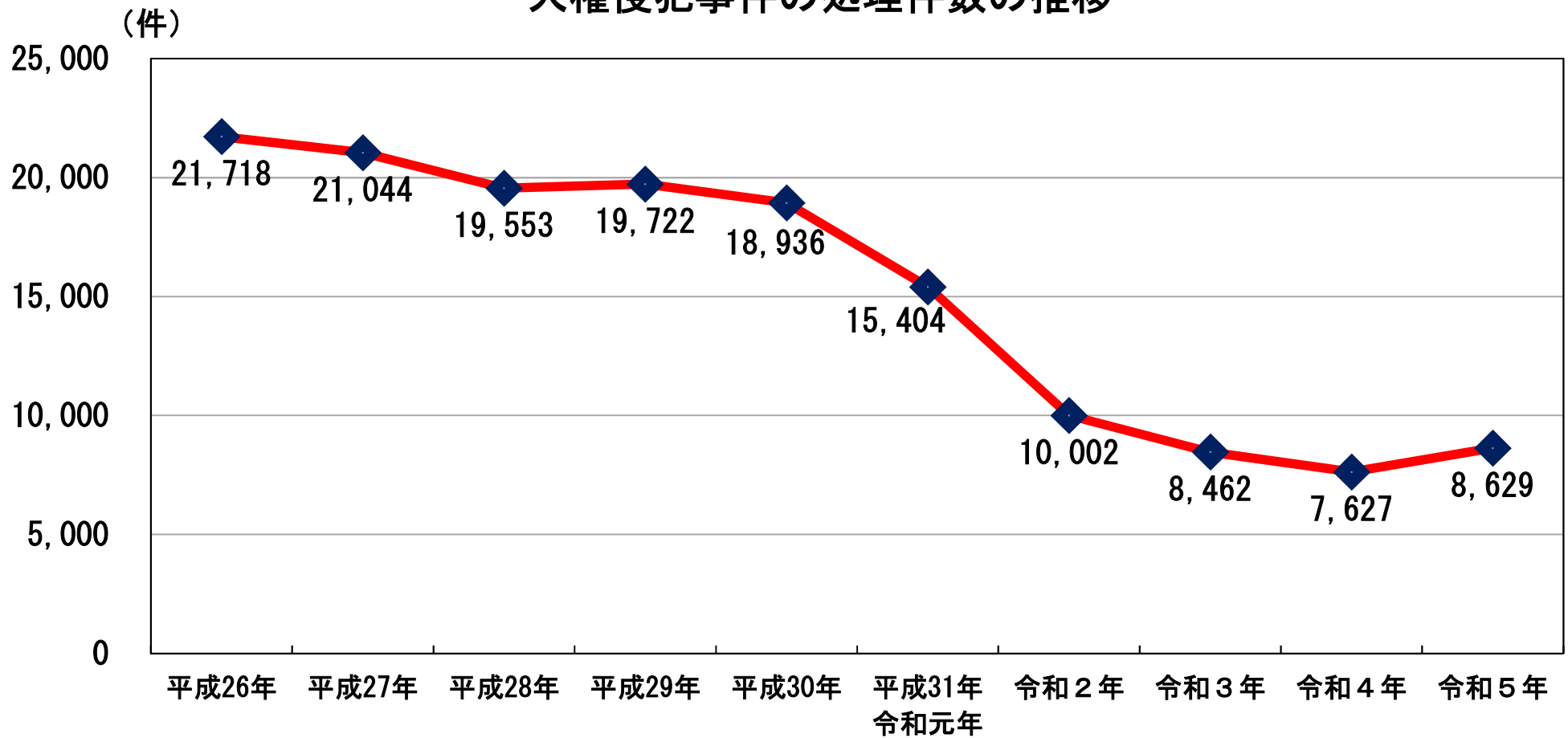
1 人権侵犯事件数の動向
(1) 新規救済手続開始件数

人権侵犯事件の新規救済手続開始件数の推移



1 人権侵犯事件数の動向
(2) 処理件数

人権侵犯事件の処理件数の推移



1 人権侵犯事件数の動向

(3) 新規救済手続開始件数の動向・分析

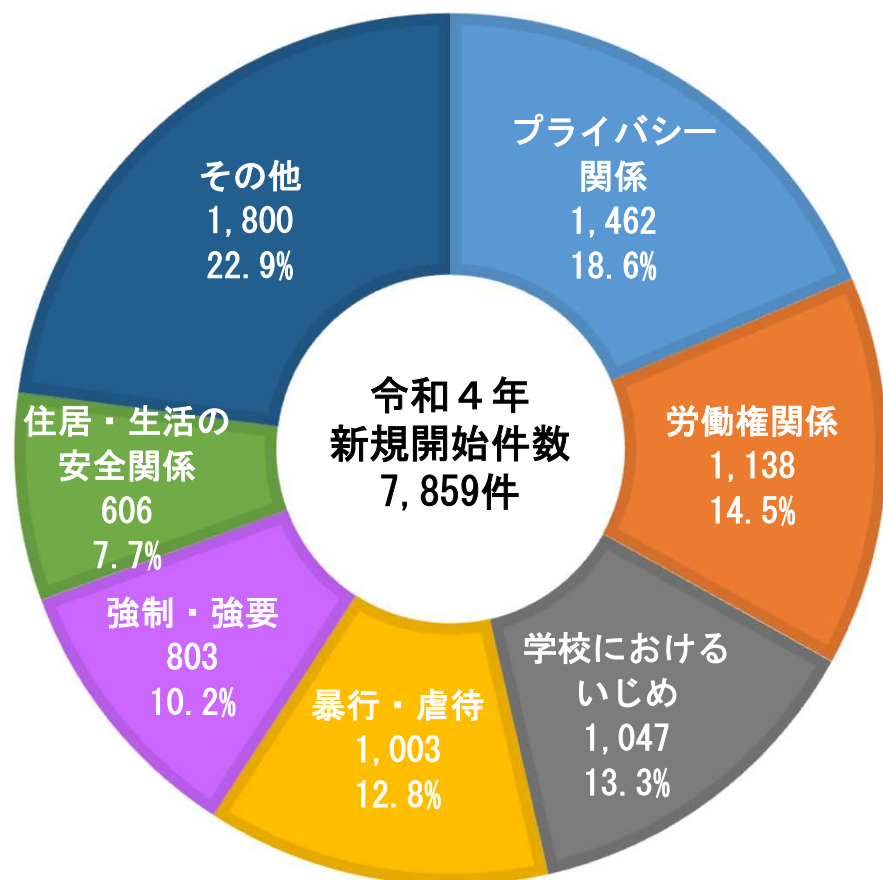
人権侵犯事件の新規救済手続開始件数は減少傾向が続いていたところ、令和5年は増加に転じた。増加の要因を一概に判断することは困難であるが、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症のいわゆる感染症法上の位置付けの変更などにより、人と人との接触の機会が増えていることなどの影響が考えられる。

学校におけるいじめに関する人権侵犯事件数は前年より増加したが、新規救済手続開始件数の全体に占める割合は、前年と同水準となっている。

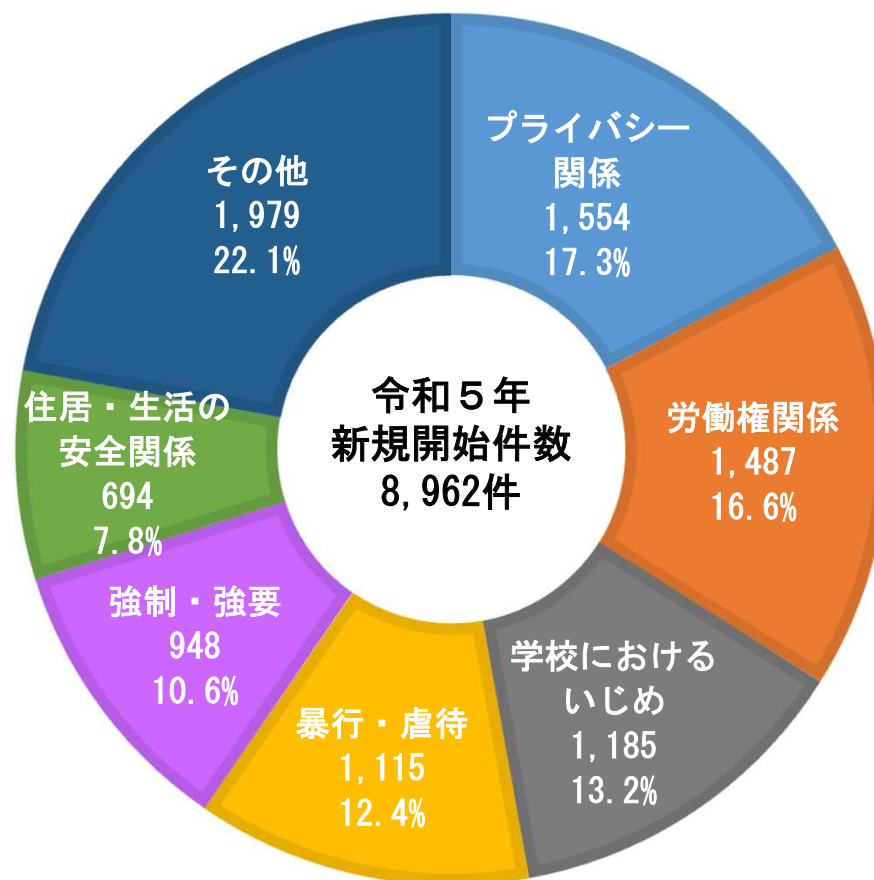
また、インターネット上の人権侵害情報についてが依然として高水準であることは前年と同様に特徴的である。

2 人権侵犯事件の種類別構成比の比較（新規救済手続開始件数）

令和4年



令和5年



(参考) 人権相談件数及び主な類型

令和5年の人権相談件数 176,053件

人権相談における件数上位の類型は次のとおり。

類型	相談件数	全体に占める割合
住居・生活の安全関係	16,879	9.6%
プライバシー侵害	9,922	5.6%
労働権関係	9,855	5.6%
強制・強要	8,141	4.6%
暴行・虐待	6,928	3.9%
学校におけるいじめ	6,878	3.9%

3 添付資料

資料 1 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯
事件について

資料 2 令和 5 年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講
じた具体的事例

資料 3 「人権侵犯事件」統計資料（令和 5 年）

資料 4 【特集】こどもの人権をめぐる取組状況について

資料 1

インターネット上の人権侵害情報
に関する人権侵犯事件について

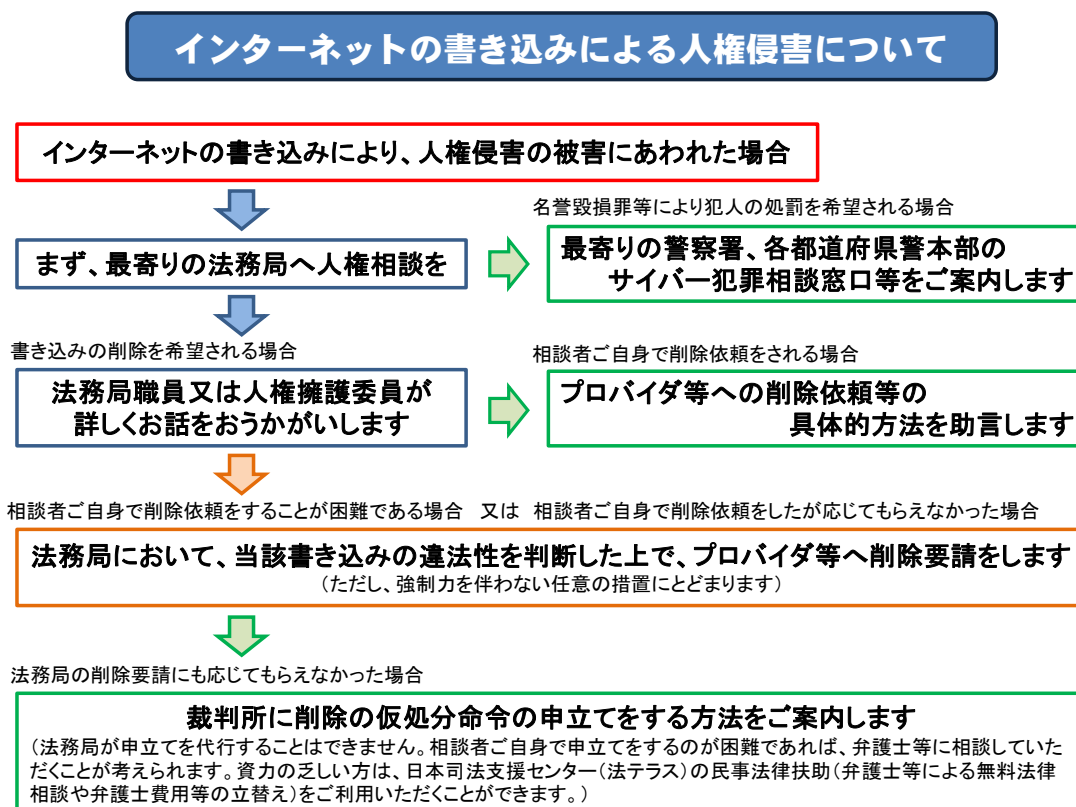
インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について

1 法務省の人権擁護機関の取組について

法務省の人権擁護機関（以下「人権擁護機関」という。）では、全国の法務局において人権相談に応じており、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

インターネット上の誹謗中傷等の被害を受けた方等からの相談を受けた場合には、相談者の意向に応じて、当該誹謗中傷等の書き込みの削除依頼の方法等を助言したり、あるいは、人権擁護機関において違法性を判断した上で、プロバイダ事業者等に対して書き込みの削除要請をするなどしている。

人権擁護機関に被害の相談があった場合の具体的な対応については、下図のとおりである。



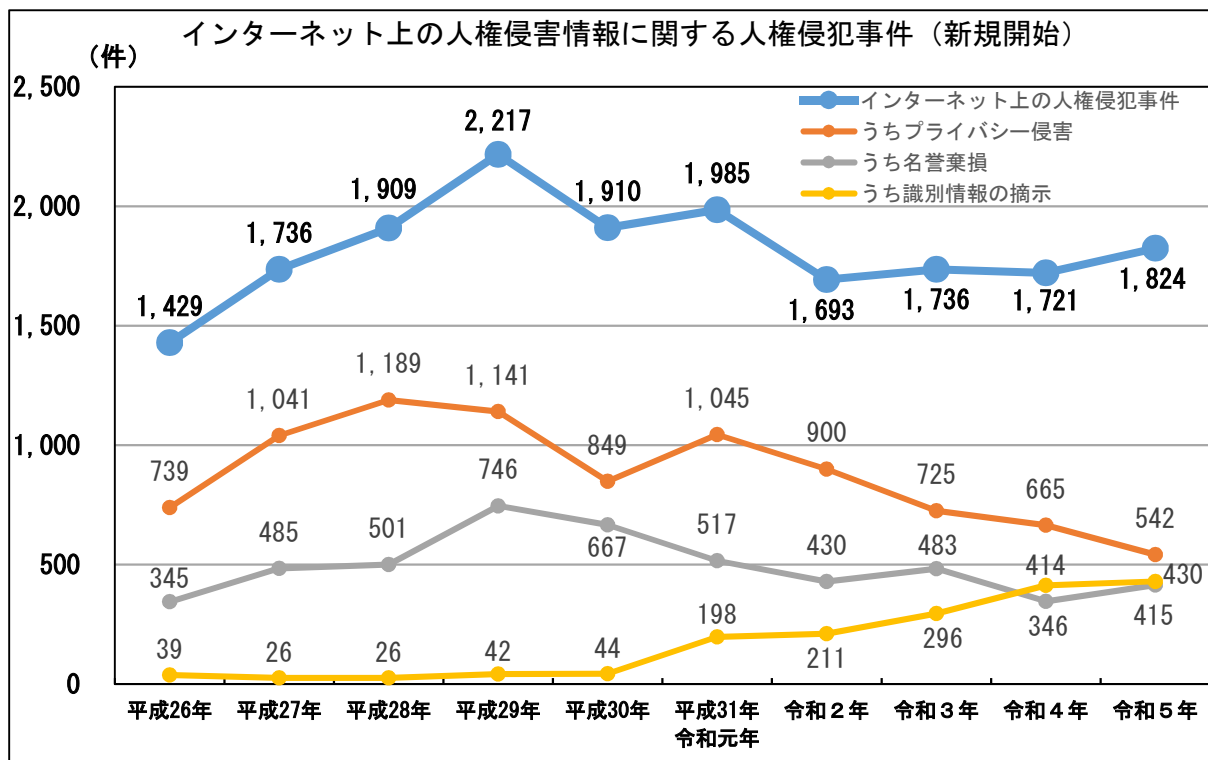
2 令和5年における人権侵害事件の動向について

(1) 新規救済手続開始件数

令和5年において、新規に救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件の数は、1,824件で、前年から103件増加した。

このうち、プライバシー侵害事案が542件、識別情報の摘示事案が430件、名誉毀損事案が415件となっており、これらの事案で全体の76%を占めている。

なお、人権侵害事件数はプロバイダ事業者等への削除要請件数ベースで集計しており、人権侵害情報の書き込み数ではない（例えば、1つのプロバイダ事業者等に対し、100の書き込みの削除を1回で要請した場合、1件として計上している。）。

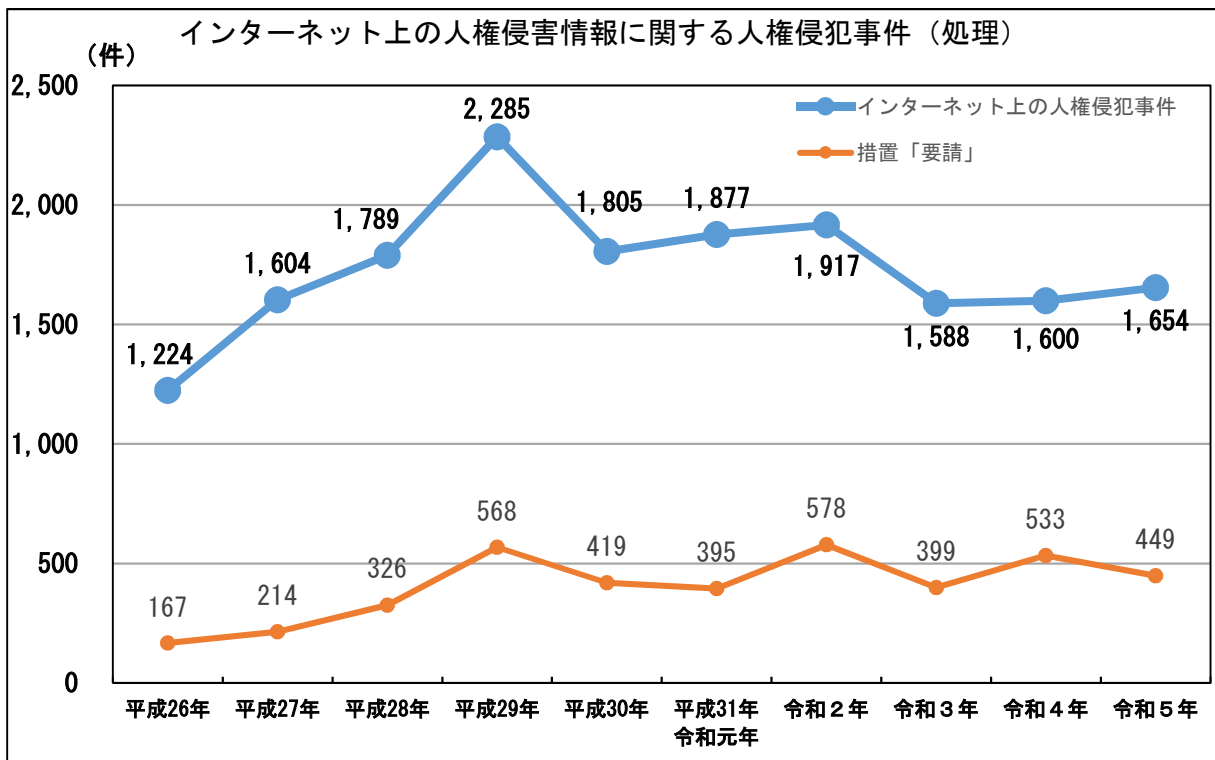


(2) 処理件数

令和5年において、処理したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件の数は、1,654件となっており、前年から54件増加した。

当該事件の処理は、被害者に対しインターネット上の人権侵害情報を被害者自らが削除依頼する方法を教示するなどの「援助」が半数近くを占めるが、人権擁護機関が違法性を判断した上で、プロバイダ等に対し

人権侵害情報の削除を求める「要請」を行った件数は、449 件であった。



(3) プロバイダ等に対する削除要請件数と削除対応率

令和3年1月から令和5年12月までの3年間に、人権擁護機関がプロバイダ等に対して人権侵害情報の削除を求める「要請」をした人権侵犯事件（1,381件）のうち、因果関係は定かではないものの、当該情報の全部又は一部が削除された件数は954件で、その割合は69.08%であった。

法務省の人権擁護機関による削除要請件数と削除対応率（令和3年～令和5年）

要請件数 ○+△+× =□ (件)	削除合計 ○+△ (件)		削除せず × (件)	全部削除率 ○/□ (率)	削除対応率 (○+△) /□ (率)
	全部削除 ○ (件)	一部削除 △ (件)			
1,381	954	884	427	64.01%	69.08%

※ 対象期間は令和3年1月から令和5年12月まで。

※ 人権侵犯事件の処理については、要請のほか、援助、侵犯事実不明確又は打切り（調査中に対象情報が削除され、申告が取り下げられる）等により終了する場合があります。

※ 法務省の人権擁護機関による削除要請と削除との条件関係は、厳密に特定できるものではない。

(4) 令和5年中に人権擁護機関が救済措置を講じた人権侵犯事件の例

・インターネット上の名誉毀損

被害者から、インターネット上に、被害者が氏名や顔写真とともに、詐欺を働いており前科があるなどの投稿がされているとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、投稿されたいずれの事実も真実ではなく、当該投稿は、名誉毀損に当たると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

・インターネット上の名誉感情侵害

電子掲示板上で、特定の地域に住む外国人住民に対して、当該地域社会からの排斥を扇動する投稿がされたとして、法務局が調査を開始した事案である。

法務局が調査した結果、当該地域に住む外国人住民は日本から出て行けなどとする投稿が複数回にわたってなされていたことから、当該投稿は、当該外国人住民の名誉感情を侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

・インターネット上のプライバシー侵害

被害者から、インターネット上に、当該被害者になりすました投稿がされており、被害者の氏名や顔写真などが掲載されるとともに、被害者が性的マイノリティであると記載されているとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は、プライバシー権を侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

・インターネット上における同和地区の摘示

インターネット上に、特定の地域を散策しながら、当該地域が同和

地区であると指摘する動画が掲載されているとして、法務局に情報が提供された事案である。

法務局が調査した結果、当該動画は、学術・研究等の正当な目的で公開しているとは認められず、人権擁護上問題があると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該動画の削除要請を行ったところ、当該動画が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

3 その他

インターネット上の人権侵害情報に関する相談や被害申告等に対応するため、法務局での面談による相談窓口のほか、電話（みんなの人権 110 番：0570-003-110）、インターネット（インターネット人権相談受付窓口：<https://www.jinken.go.jp/>）、LINE なども相談に応じている。

また、インターネット上の人権侵害による被害を未然に防ぐため、「インターネット上の人権侵害をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、各種人権啓発活動を実施しており、啓発動画「インターネットはヒトを傷つけるモノじゃない。」や、啓発冊子「あなたは、大丈夫？考えよう！インターネットと人権」等の啓発資料を法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>）等で公開している。

さらに、青少年を中心に深刻化するインターネット上の人権侵害への取組として、中学生などを対象に携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室を実施するなどの人権啓発活動に取り組んでいる。



インターネットはヒトを傷つけるモノじゃない。
その言葉、ちゃんと名乗って言えますか？



インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

違法薬物の販売情報、違法なわいせつ画像、児童ポルノ、爆発物・銃砲等の製造、殺人や強盗等の犯罪行為の請負・仲介・誘引、自殺の誘引・勧誘などを通報したい

心のSOS まもろうよこころ (厚生労働省)

www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro

生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。



どうしたらよいか分からない

ネット上の書き込み・画像を削除したい

書き込んだ相手に損害賠償を求めたい

身の危険を感じている／脅迫されている・犯人の捜査、処罰を求めたい

弁護士
または

法的トラブル解決のための「総合案内所」 法テラス

☎0570-078374 www.houterasu.or.jp

問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります(要件確認あり)。



サイバー犯罪の情報提供、相談窓口

警察または居住地のサイバー犯罪相談窓口

www.npa.go.jp/cyber/soudan.html



ネットトラブルの専門家に相談したい

人権問題の専門機関に相談したい

プロバイダ等に削除を促してほしい(民間機関)

有害情報も通報したい(民間機関)

迅速な助言

違法・有害情報相談センター(総務省)



www.ihaho.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くアドバイスをします。



削除要請・助言

人権相談(法務省)



☎0570-003-110 www.jinken.go.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請^(※)を行います。

※削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。



プロバイダへの連絡

誹謗中傷ホットライン



www.saferinternet.or.jp/bullying/

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。



迅速な削除の要請

セーフライン



www.safe-line.jp

インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画像の通報も受け付けています。



サイトへの削除依頼

インターネット・ホットラインセンター(警察庁)



www.internethotline.jp

インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。



※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「情報セキュリティ安心相談窓口」があります。

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

資料 2

令和 5 年中に法務省の人権擁護機関が
救済措置を講じた具体的事例

【目次】

こども関係

(いじめ)	
事例 1	小学校におけるいじめ…………… 1
事例 2	中学校におけるいじめ…………… 1
(虐待)	
事例 3	中学生に対する虐待…………… 1
事例 4	中学生に対する虐待…………… 2
(体罰)	
事例 5	中学生に対する体罰…………… 2

強制・強要関係

(セクシュアル・ハラスメント)	
事例 6	雇用主から従業員に対するセクシュアル・ハラスメント…………… 2
(高齢者)	
事例 7	子から高齢の親に対する暴力…………… 2

差別待遇関係

事例 8	外国人に対する差別的対応…………… 3
事例 9	障害者に関する差別的発言…………… 3
事例 10	同和問題に関する差別的発言…………… 3

インターネット上の人権侵害情報関係

事例 11	インターネット上の名誉毀損…………… 4
事例 12	インターネット上の名誉感情侵害…………… 4
事例 13	インターネット上のプライバシー侵害…………… 4
事例 14	インターネット上における同和地区の摘示…………… 5

【こども関係】

(いじめ)

事例 1 小学校におけるいじめ

小学生の児童が、同級生から、殴られるなどのいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行っていないとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

法務局が調査した結果、担任教諭は、当該いじめを認識していたにもかかわらず、学校長に速やかに報告をしなかったため、学校における対応が適切に行われていなかったことを確認した。

法務局は、学校長に対し、早期に学校長までの連絡・報告をし、組織的に対応するなど、学校全体でいじめ行為の発生の防止と解消に向けた取組を一層強化するよう要請した。

(措置：「要請」)

事例 2 中学校におけるいじめ

中学生の生徒が、同級生から、「死ね」といわれるなどのいじめを受けており、死んでしまいたいとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該生徒は被害についてこれまで誰にも相談しておらず、その悩みを担任教諭が把握できていなかったことが判明したことから、当該生徒が通う学校が必要な対応を実施できるよう情報提供を行った。また、法務局は、「こどもの人権SOSミニレター」を通じて数度にわたり当該生徒とのやり取りを継続して信頼関係を構築し、スクールカウンセラーに相談することなどを勧めた。

その結果、家庭及び当該学校との間で当該生徒の見守り体制を構築することができた。

(措置：「援助」)

(虐待)

事例 3 中学生に対する虐待

中学生の生徒が、親から、暴言を吐かれるなどの虐待を受けているとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

法務局は、当該児童が通う学校へ情報提供を行うとともに、自治体からの情報提供依頼を受け、必要な情報提供を行った。

その結果、当該生徒について要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議が開催され、対応策が協議され、関係機関による当該生徒の支援体制を確立することができた。

(措置：「援助」)

事例4 中学生に対する虐待

中学生の生徒が、親から、殴る、蹴るなどの虐待を受けており、保護して欲しいとして、「LINEじんけん相談」による相談があった事案である。

法務局は、直ちに当該生徒がいる場所の最寄り警察署に連絡し、当該生徒は警察により速やかに保護された。

さらに、警察からの連携により、相談翌日には児童相談所が当該生徒を保護するに至っており、当該生徒の身体の安全が速やかに図られた。

(措置:「援助」)

(体罰)

事例5 中学校における体罰

中学校の生徒らが、中学校教諭から、腹部を殴打されるなどしたとして、当該生徒の親から相談があった事案である。

法務局による調査の結果、当該生徒らと学校側の体罰に関する認識には差異が認められたものの、法務局の仲介によって学校と保護者らの話し合いを重ねた結果、校長から生徒らに対して謝罪したい旨の意向が示され、保護者らもそれを了承し、話し合いの場が設けられた。校長から生徒らに対する直接の謝罪が行われ生徒らもこれを受け入れて、当事者間の関係改善が図られた。

(措置:「調整」)

【強制・強要関係】

(セクシュアル・ハラスメント)

事例6 雇用主から従業員に対するセクシュアル・ハラスメント

女性従業員が、雇用主から、業務中に性的な発言を受けたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、業務中に、雇用主が当該従業員に対し、性的な発言を行ったことが認められた。

法務局は、雇用主に対し、当該発言が従業員の意に反する性的な言動であって、セクシュアル・ハラスメントとして、社会的に許されない行為であるとともに、従業員の人権を侵害する行為であって、人権擁護上看過できないとして、その行為の不当性を認識し、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。

(措置:「説示」)

(高齢者)

事例7 子から高齢の親に対する暴力

高齢の親から、日常的に子から暴力を受けているとして、相談があった

事案である。

法務局は、直ちに、被害者の居住する自治体に情報提供を行い、必要な措置を求めるとともに、被害者と面談した。

その結果、被害者は、ショートステイ等の支援が行われ、被害者と子の分離を進めること等によって安全が確保されるとともに、子からの暴力や生活の困窮等といった被害者の状況に関する情報が関係機関の間で共有され、被害者に対する包括的な支援体制を構築することができた。

(措置：「援助」)

【差別待遇関係】

事例 8 外国人に対する差別的対応

外国人が、不動産会社から、外国人であることを理由に物件の内見を拒否されたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該物件のオーナーは、不動産会社を通じて外国人に一律に貸出しを拒否する運用を行っていたことが認められた。

法務局は、当該オーナーに対し、当該物件への賃貸を希望している外国人に対し、外国人であることを理由に内見を拒否した行為は人権擁護上看過できないとして、その行為の不当性を認識し、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。

(措置：「説示」)

事例 9 障害者に関する差別的発言

障害者が、会合において知人から障害者に関する差別的な発言を受けたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該知人が他の参加者に向けて当該障害者を差別する趣旨の発言を行ったことが認められた。

法務局は、当該知人に対し、当該発言は当該障害者を中傷するものであって、その名誉感情を傷つけるものであり、人権擁護上看過できないとして、その行為の不当性を認識し、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。

(措置：「説示」)

事例 10 同和問題に関する差別的発言

近隣住民から、自身を同和地区出身者であると指摘するなどの同和問題に関する差別的な発言を受けたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該近隣住民が当該発言を行ったことが認められた。

法務局は、当該近隣住民に対し、当該発言は他人の人権や尊厳を傷つけるものであり、同和問題に対する正しい理解と認識を欠いたものであって、

人権擁護上看過できないものであるとして、基本的人権尊重の理念及び同和問題について正しい理解と認識を深め、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。

(措置：「説示」)

【インターネット上の人権侵害情報関係】

事例 11 インターネット上の名誉毀損

被害者から、インターネット上に、被害者が氏名や顔写真とともに、詐欺を働いており前科があるなどの投稿がされているとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、投稿されたいずれの事実も真実ではなく、当該投稿は、名誉毀損に当たると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

事例 12 インターネット上の名誉感情侵害

電子掲示板上で、特定の地域に住む外国人住民に対して、当該地域社会からの排斥を扇動する投稿がされたとして、法務局が調査を開始した事案である。

法務局が調査した結果、当該地域に住む外国人住民は日本から出て行けなどとする投稿が複数回にわたってなされていたことから、当該投稿は、当該外国人住民の名誉感情を侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

事例 13 インターネット上のプライバシー侵害

被害者から、インターネット上に、当該被害者になりすました投稿がされており、被害者の氏名や顔写真などが掲載されるとともに、被害者が性的マイノリティであると記載されているとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は、プライバシー権を侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

事例 14 インターネット上における同和地区の摘示

インターネット上に、特定の地域を散策しながら、歴史などに触れつつ、当該地域が同和地区であると指摘する動画が掲載されているとして、法務局に情報が提供された事案である。

法務局が調査した結果、当該動画は、学術・研究等の正当な目的で公開しているとは認められず、人権擁護上問題があると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該動画の削除要請を行ったところ、当該動画が削除されるに至った。

(措置：「要請」)

資料 3
「人権侵犯事件」統計資料
(令和 5 年)

資料 4

【特集】

こどもの人権をめぐる
取組状況について

(特集) こどもの人権をめぐる取組状況について

1 令和5年の動向

こどもは一人の人間として最大限に尊重され、守られなければならないところ、いじめや児童虐待など、こどもが被害者となる事案は後を絶たず、法務省の人権擁護機関（以下「人権擁護機関」という。）が調査救済活動を行う人権侵犯事件においても、令和5年に新規に救済手続を開始した事件数は、学校におけるいじめ事案が1,185件、教育職員による体罰に関する事案が74件、児童に対する暴行・虐待事案が268件であった。

2 法務省の人権擁護機関の取組

(1) 啓発・広報

人権擁護機関においては、「こどもの人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、各種の人権啓発活動を実施している (https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00107.html)。

啓発動画
『『誰か』のこと じゃない。』いじめ編



啓発動画
『『誰か』のこと じゃない。』児童虐待編



(2) 人権相談

人権擁護機関においては、幅広く人権相談を受け付けているところ、こどもたちの助けを求める声を聞き漏らすことなく救済につなげていくため、こどもたちが相談をしやすいよう以下の各種の方法により、全国の法務局等においてこどもたちの相談対応を行っている。

- ・ こどもの人権SOSミニレター（手紙による相談、切手不要）
- ・ こどもの人権110番（電話による相談、フリーダイヤル）
- ・ こどもの人権SOS-eメール（インターネットメールによる相談）
- ・ LINEじんけん相談（チャット形式による相談）

(3) 調査救済

人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査救済手続を開始し、被害の救済に取り組んでいる。

なお、緊急性の高い事案の場合には、学校や関係機関とも連携し、直ちに児童・生徒の保護を図るなどしているところ、令和5年中に人権擁護機関が救済措置を講じた人権侵害事件のうち、チャット形式による相談対応を行っている「LINEじんけん相談」を端緒とし、被害の救済に取り組んだ事例は次のようなものがあった。

・中学生に対する虐待

中学生の生徒が、親から、殴る、蹴るなどの虐待を受けており、保護して欲しいとして、「LINEじんけん相談」による相談があった事案である。

法務局は、直ちに当該生徒がいる場所の最寄り警察署に連絡し、当該生徒は警察により速やかに保護された。

さらに、警察からの連携により、相談翌日には児童相談所が当該生徒を保護するに至っており、当該生徒の身体の安全が速やかに図られた。

(措置：「援助」)